

特記事項(市営ぜにやま団地12号館、14号館、15号館、16号館及び市営上弁財団地1号館、2号館共通)

194.女/

・既設遠隔水道メーターの取替えを行い、結線及び調整を行う。

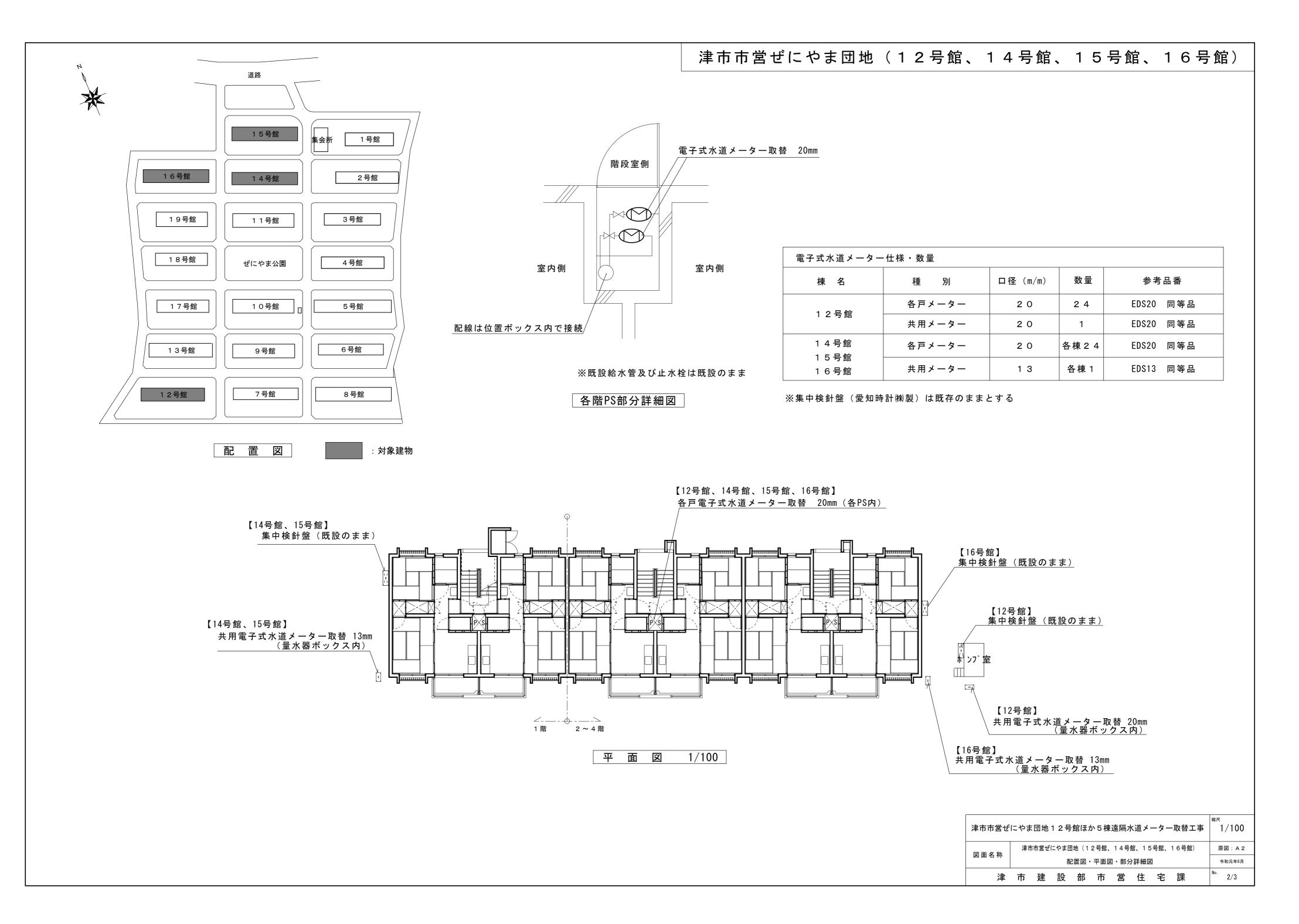
- ₹**1**∓)
- ・当工事場所は市営住宅であり、入居者に対する安全対策、プライバシー、ほこり、騒音等には十分注意すること。
- ・水道メーター取替に伴う断水については、管理人、入居者と十分に打合せをし、的確に連絡を行い、苦情のないよう務めること。
- ・水道メーターの検針日と被らないよう事前に日程調整を各関係機関と行うこと。
- ・水道メーター取替時には、メーター取外し前のメーター数値を記録し、水道検針に支障がないよう対応すること。又、市水道局へ「各戸メーター取替報告書」を提出すること。
- ・工事対象物又は既設建物に損害を与えた場合は、受注者の負担、責任において速やかに復旧するとともに、市監督員に報告すること。
- ・工事における施工計画書、材料承認及び各種関係書類等はその部分の工事に着手するまでに監督員の承諾を受けること。
- ・使用材料について、その部分の工事に着手するまでに、監督員による数量及び材料の検収を受けること。
- ・毎日の作業終了時には、工事施工個所付近の清掃を行い、念入りな後片付けを行い、工事区域の整理整頓につとめること。
- ・工事用電力及び用水については受注業者負担とする。
- ・工事車両及び工事関係車両は、入居者駐車場及び道路に駐車しないこと。駐車位置については、自治会・管理人等と協議して決めること。
- ・設計図書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。

(適用基準)

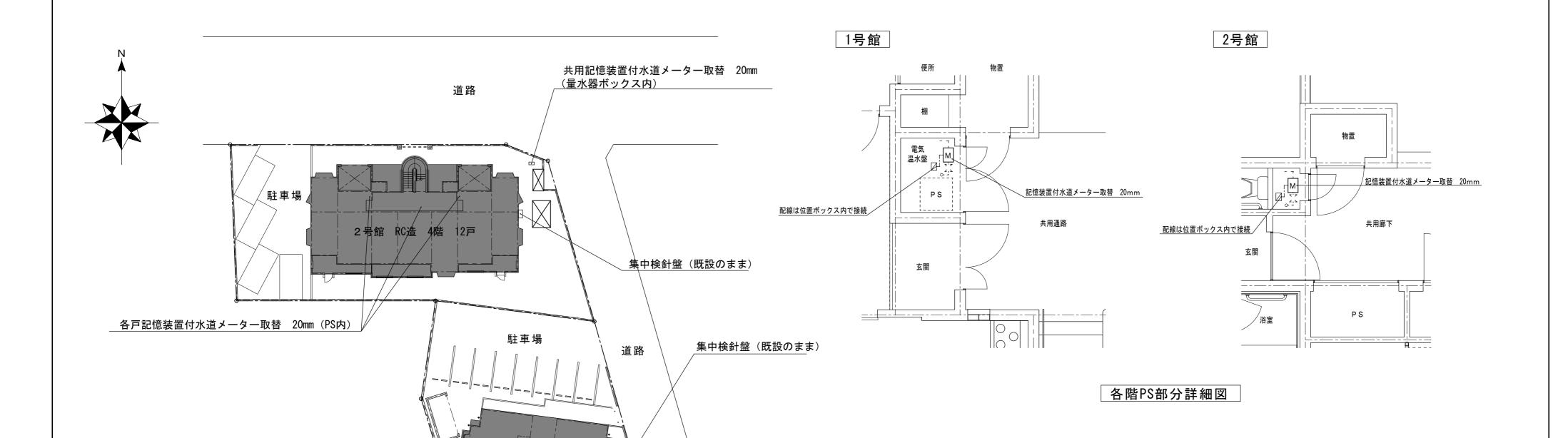
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 機械設備工事・電気設備工事編(平成28年度版)
- ・その他関係法令

津市市営ぜにやま団地12号館ほか5棟遠隔水道メーター取替工事															
図面	面名称 附近見取図・特記事項											原図:A2			
	津	市	建	設	部	市	営	住	宅	課		No.	1/3		

附近見取図



津市市営上弁財団地(1号館、2号館)



共用記憶装置付水道メーター取替 20mm

:対象建物

(量水器ボックス内)

数量 口径 (m/m) 参考品番 棟 名 種 別 各戸メーター (記憶装置付) 2 0 ESDS20 同等品 1号館 共用メーター (記憶装置付) 2 0 ESDS20 同等品 各戸メーター (記憶装置付) ESDS20 同等品 1 2 2 0 2 号館

2 0

配置図 S=1/300

各戸記憶装置付水道メーター取替 20mm (PS内)

※集中検針盤(愛知時計㈱製)は既存のままとする

共用メーター(記憶装置付)

記憶装置付水道メーター仕様・数量

津市市営ぜにやま団地12号館ほか5棟遠隔水道メーター取替工事												縮図 1/300		
m = 2 %	津市市営上弁財団地(1号館、2号館)											原図: A 2		
図面名称	配置図・部分詳細図										令和元年6月			
津	市	建	設	部	市	営	住	宅	課		No.	3/3		

ESDS20 同等品